

国 地 契 第 77 号
国 官 技 第 454 号
国 営 管 第 478 号
国 営 計 第 175 号
国 営 整 第 213 号
国 北 予 第 65 号
平成 31 年 3 月 29 日

大臣官房官庁営繕部 各課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
企画部長 殿
営繕部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
営繕部長 殿

国土交通省
大臣官房 地方課長
技術調査課長
官庁営繕部 管理課長
計画課長
整備課長
北海道局 予算課長
(公 印 省 略)

「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」の留意事項について

予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについては、「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」(平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 367 号)により通知されているところであるが、本通達のうち、記 2 (1) ロ及び (2) ロの運用に関しては、下記により取り扱われたい。

記

1. 記 2 (1) ロについて

予定価格算出に当たり、工事価格を構成する「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の各経費項目により計上することが困難であると認められる特別な工事について適用するものとする。

2. 記2(2)ロについて

予定価格算出に当たり、業務価格を構成する「直接人件費」、「直接経費」、「その他原価」及び「一般管理費等」（測量業務にあつては「直接測量費」、「測量調査費」及び「諸経費」、建築関係の建設コンサルタント業務にあつては「直接人件費」、「特別経費」、「技術料等経費」及び「諸経費」、地質調査業務にあつては「直接調査費」、「間接調査費」、「解析等調査業務費」及び「諸経費」）の各経費項目により計上することが困難であると認められる特別な業務について適用するものとする。

3. 記2(1)ロ又は(2)ロに規定する適宜の割合を算定する場合においては、できる限り記2(1)イ又は(2)イに準じて計上するものとする。

【参考】

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について（国官会第22173号、平成31年3月26日）（抄）

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約の場合

ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。